

逐条解説 化審法

平成16年3月
経済産業省・厚生労働省・環境省

はじめに

化学物質は幅広い産業において基幹的基礎素材となっており、私たちの快適な生活は化学物質を適切に利用することにより支えられていると言っても過言ではありません。

しかしながら、化学物質は、その固有の性質として何らかの有害性を持つものが少なくなく、その取扱いや管理の方法によっては、人の健康や環境への影響をもたらす可能性があります。このため、化学物質の有害性と曝露を併せ勘案して「リスク」を評価し、リスクに応じた適切な管理を行うことが重要となります。

昭和四十年代におこったPCB（ポリ塩化ビフェニル）による環境汚染を契機として、有用な化学物質の利用に起因する人の健康への被害を防止する観点から、昭和四十八年に制定されたのが本法です。本法は、世界に先駆けて、新規化学物質に関する事前審査制度を設けるとともに、PCBに類似した性状を有する化学物質について製造・輸入・使用等の規制を行うものでした。

その後、トリクロロエチレン等による地下水汚染などPCBとは異なる性質を有する化学物質による環境汚染を防止するために昭和六十一年に大幅な改正がなされたほか、去る平成十五年の通常国会においては、国内外での様々な取組を踏まえ、動植物への影響に着目した審査規制制度の導入や環境中の放出可能性に着目した事前審査制度の見直しなどが行われ、より効果的かつ効率的な制度を目指した本法の改正が行われました。

本書は、本法の仕組みを理解して頂くための手助けとなるよう、関係省庁において編集したものであり、今般の法改正を踏まえ、更に内容を充実させたところであります。

今世紀に入り持続可能な開発に向け世界における取組がますます加速する中、我が国の化学産業をはじめ化学物質を取り扱う関連各業界の事業者の皆様におかれては、適切な化学物質の管理は喫緊の課題となっております。

本書により本法の趣旨を理解され、化学物質の適切な管理に取り組まれるようお願い申し上げます。

平成16年 春

経済産業省製造産業局化学物質管理課長

及川 信一

厚生労働省医薬食品局審査管理課長

岸田 修一

環 境 省総合環境政策局環境保健部企画課長

小林 正明

目 次

はじめに
概説編
第一部 本法の沿革
第二部 本法の概要
逐条解説編
第一章 総則
第二章 新規化学物質に関する事前審査
第三章 第一種特定化学物質に関する規制等
第四章 第二種特定化学物質に関する規制等
第五章 雑則
第六章 罰則
第七章 附則